

# フोटロン映像保守サービス規約

2024. 4. 1制定

株式会社フोटロン 映像システム事業本部

## 第1条（目的）

フोटロン映像保守サービス規約（以下「本規約」）は、株式会社フोटロン（同社映像システム事業本部。以下「当社」）の提供する有償保守サービス（以下「本サービス」）に係る契約（以下「本契約」）に共通する内容及び条件について定めたものです。

## 第2条（適用範囲）

- 1 本規約は、本契約を締結したお客様（株式会社その他の法人とします。以下「契約者」）と当社との間に共通して適用されます。
- 2 本規約の内容は、当社と契約者間の合意内容の全部を構成するものではなく、個別のサービスに係る内容の詳細を定める規定及び本規約の特則を定める場合の当該規定については、別途に当社が定める個別サービス規約及び契約者と締結する保守契約書（いずれもその名称を問わず、電子契約方式によって締結することも認めるものとします。以下、それぞれ単に「個別サービス規約」及び「保守契約書」）によるものとします。
- 3 お客様が本契約の申込を行うときは、前項に基づく別段の合意なき限り、本規約の全ての内容に同意して申込を行うものとします。

## 第3条（申込及び承諾等）

- 1 お客様は、前条第3項により本規約の内容に同意した上で、当社所定の方法により、本契約の申込を行うものとします。
- 2 当社は、当社所定の基準により、申込に対する当社の承諾の可否を判断し、申込を承諾する場合には、契約者となるお客様について当社所定のお客様登録を行います。当社は、当社が上記承諾を行い本契約が成立した場合、お客様に対し、本契約の成立及び当社所定の登録事項を、当社所定の方法により遅滞なく通知します。
- 3 当社は、お客様が次の各号のいずれかに該当すると当社が判断した場合、その理由を開示することなく、本条第1項の申込を承諾しないことができるものとします。
  - （1）登録事項の全部又は一部につき、虚偽、誤記又は記載漏れ等がある場合
  - （2）第11条（反社会的勢力の排除）第1項の規定に違反する場合
  - （3）過去に本契約を締結しており、本規約に違反したことがある場合
  - （4）過去に本契約を締結しており、その事由を問わず当該契約が終了している場合
  - （5）本規約に違反するおそれがある場合その他本サービスの利用が妥当でない場合
- 4 契約者は、登録事項のいずれかに変更が生じた場合、直ちに当社所定の方法により、登録事項の変更の手続を行うものとします。契約者が当該変更を怠ったことにより損害その他の不利益を被った場合、当社は一切の責任を負わないものとします。
- 5 お客様は、本条第1項の申込を行うにあたり、次の各号に定める事由にそれぞれ該当しなければならず、当社から各事由に係る証明又は説明を求める通知のあった場合は、当該証明又は説明を行う義務を負うものとします。当社は、お客様から当該証明又は説明がないと当社が判断した場合、本条第1項の申込を承諾しないことができるものとします。
  - （1）お客様が当社から本サービスの対象となる製品（有体物のほか、ソフトウェア、システム等の商品を含むものとします。以下同じ。）を購入したこと
  - （2）前号の製品が本条第1項の申込時現在で正常に動作しており、かつ、当該製品の運用・管理が適切に行われていること

## 第4条（本サービスの範囲・内容等及び基本サービス）

- 1 本サービスは、その基本サービスとして、当社サポートセンター（以下、単に「サポートセンター」）が実施する、電話及び電子メール受付の方法によるお問合せ受付サービスを、共通に含むものとします。

- 2 前項の受付は、次のサポートセンター電話番号及び電子メールアドレス並びに日時において実施するものとします。ただし、第2条第2項により本規約の特則を定めることを妨げず、その場合は当該特則によります。

電話番号：03-3518-6286

電子メールアドレス：[eizo-support@photron.co.jp](mailto:eizo-support@photron.co.jp)

受付時間：土曜日・日曜日・祝日を除く、平日9:00-18:00（時間外の場合は翌営業日の受付扱い）

- 3 前項に定めたほか、お問合せ受付サービスの詳細については、個別サービス規約及び保守契約書で定めるものとします。
- 4 各個別サービス（オプションサービスを含みます。）については、個別サービス規約及び保守契約書で定めるものとします。
- 5 前項の規定にかかわらず、次の各号に定める事由のいずれかに該当すると当社が判断した場合には、当社は当該事由の限度で本サービスの履行義務を負わないものとします。ただし、当社の裁量において、契約者による別料金、追加料金、費用の負担をもって、当社が任意に履行することを妨げるものではありません。
- （1）契約者（契約者から業務委託の受託等をした第三者を含みます。本項において以下同じ。）が当社の書面による事前の同意なくして本サービスの対象となる製品を改変、改造し、又は破損、故障させた場合
  - （2）契約者が当社の書面による事前の同意なくして本サービスの対象となる製品の動作環境を変更（消耗品以外の部品交換、接続設定の変更、接続機器の変更、不適合な電源の使用等）した場合
  - （3）第3条第2項第2号の規定にかかわらず、本サービスの対象となる製品の設置場所の環境が劣悪である（高温、高湿、粉塵、結露等が著しい）場合
  - （4）コンピューターウイルス、第三者からのサイバー攻撃等に起因する不具合が発生している場合
- 6 当社は、契約者に対し、別段の書面（個別サービス規約及び保守契約書を含みます。）による合意なき限り、特定の不具合、破損、故障等に係る修理、部品・製品交換等について保証するものではありません。

#### 第5条（本サービスの料金等）

- 1 本サービスの料金、その他名称を問わず本サービスの対価となる支払については、個別サービス規約及び保守契約書で定めるものとします。
- 2 前項の対価のほか、本サービスに伴う費用については、個別サービス規約及び保守契約書で定めるものとします。

#### 第6条（不可抗力等）

- 1 地震、台風、津波、風水害、落雷等の天災地変、戦争、暴動、内乱、法令等の改正、疫病・感染症の流行、停電、通信回線の不通事故等の不可抗力事由、その他当社の責に帰することができない事由により、当社が本サービスの全部又は一部を履行できない場合、当社はその責を負わないものとします。
- 2 当社は、前項のいずれかの事由に該当する又は合理的にそのおそれがあると当社が認める場合、契約者に事前通知することなく、本サービスの全部又は一部の提供、履行を停止又は中断することができるものとします。ただし、当社は緊急点検・保守作業の実施が可能である場合等、合理的な方法及び範囲において本サービスの提供、履行の再開及び契約者の被害、損害の拡大防止ができる可能性のある場合には、これに努めるものとします。

#### 第7条（責任限定）

- 1 いかなる場合においても、当社が本契約に基づき又は関連して契約者に対し負うことのある責任は、その原因を問わず、契約者に現実に生じた直接かつ通常の損害（逸失利益、間接損害、偶発的損害、弁護士費用、慰謝料を含まないものとします。）の限度とし、かつ、当該損害の賠償額は、契約者が当社に支払った直近6か月分の本サービスに係る対価の総額を上限とします。
- 2 契約者が、本サービスの対象となる製品の自己使用時に、データの破損、消去、紛失等により被った損害

その他の不利益については、当社は責任を負いません。

## 第8条（秘密保持）

- 1 契約者及び当社は、相手方から秘密である旨の告知とともに開示その他の方法により知り得た情報（以下「秘密情報」といい、秘密情報を知得した者を「受領当事者」といいます。）については、その秘密を保持する合理的な措置を講じ善良なる管理者の注意をもって適正に管理するものとし、相手方の書面（電子書面を含みます。）による事前の同意なくして、本契約の履行以外の目的で使用せず、第三者に開示、漏洩しないものとします。
- 2 当社の本サービスに関するノウハウ、プログラム、その他の技術上又は営業上の情報は、前項の告知の有無にかかわらず、秘密情報に含まれるものとします。
- 3 本条第1項・第2項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報として扱わないものとします。
  - （1）相手方から知り得た時点で既に受領当事者が保有していた情報
  - （2）相手方から知り得た時点で既に公知であった又はその後に受領当事者の責に帰すべき事由によることなく公知となった情報
  - （3）正当な権限を有する第三者から秘密保持義務を負うことなく適法に受領当事者が知り得た情報
  - （4）当該秘密情報に依拠せず受領当事者が独自に開発した情報
- 4 本条第1項の規定にかかわらず、当社は次に掲げる第三者（法人の場合はその役員及び従業員を含みます。）に対して秘密情報を開示することができるものとします。
  - （1）当社の親会社、子会社、その他の関係会社（親会社のグループ会社）
  - （2）当社が本サービスの提供その他本契約の履行のため第三者に業務委託を行っている場合の当該第三者
  - （3）弁護士及び弁護士法人、公認会計士及び監査法人、税理士及び税理士法人、その他当社外の専門家であって法令上守秘義務又は契約上秘密保持義務を負う者
- 5 本条第1項の規定にかかわらず、契約者及び当社は、司法機関、行政機関等の公的機関から法令、判決等に基づき秘密情報の開示を求められた場合は、相手方に対する損害賠償その他の責任を負うことなく、当該公的機関に対して当該秘密情報を開示することができるものとします。ただし、開示は当該開示を求められた範囲内に限るものとし、事前に又はそれが困難な事情のある場合は開示後速やかに相手方に対してその旨を通知するものとします。
- 6 情報受領者における秘密情報の複写・複製は業務上合理的に必要な範囲内に限るものとし、当該復社・複製された情報も秘密情報として取り扱うものとします。
- 7 契約者は、当社から秘密情報の返還又は破棄の請求があった場合は、その指示に従って遅滞なく当該秘密情報を返還又は破棄するものとします。ただし、法令の定め又は内部統制上の理由から保持を必要とする最小限度の範囲においては、この限りではありません。
- 8 本条の規定は、本契約の終了原因を問わず、本契約終了後もなお3年間有効に存続するものとします。

## 第9条（個人情報）

当社が本契約に基づき取得した個人情報の取扱いについては、当社が別途定めて当社所定の Web サイト (<https://www.photron.co.jp/privacy/>) に掲げるプライバシーポリシーの定めによるものとし、契約者はかかる取扱いについて同意するものとします。

## 第10条（契約の解除）

- 1 本契約の当事者が本契約に違反した場合、その相手方は、2週間の期間をもって当該違反の是正を書面（電子書面を含みます。）により催告した上で、なお是正のないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、当該違反が軽微であるときはこの限りではありません。
- 2 本契約の当事者が次に掲げる各号の事由のいずれかに該当した場合、その相手方は、事前の催告を要さず直ちに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。
  - （1）支払停止又は支払不能となった場合
  - （2）破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算開始の申立てを自ら行った又は第三者から申立てがあった場合若しくはそれらの手続開始等の要件に該当する事由がある場合

- (3) 第三者から差押え、仮差押え、仮処分その他強制執行又は競売の申立てがあった場合若しくは公租公課の滞納処分があった場合
  - (4) 解散の決議、営業の廃止、重要な事業の譲渡を行った場合、又は吸収合併、会社分割その他の組織再編があった場合、若しくは会社の支配権の移転があった場合。ただし、当社が当社親会社のグループ（関係会社）内で実施した場合はこの限りでないものとします。
  - (5) 重大な法令違反、その他前各号に準じ本契約を継続しがたい重大な事由があった場合
- 3 契約者が前項各号の事由のいずれかに該当した場合、契約者は当社に対する債務の一切について当然に期限の利益を喪失し、直ちに全債務の弁済を行わなければならないものとします。
- 4 契約者及び当社は、本条第1項又は第2項に基づく本契約の解除により自己に損害が生じた場合、相手方に損害の賠償を請求することができ、この場合において本契約を解除された者は、当該解除により自己に損害を被ったときも相手方に損害の賠償を請求することはできないものとします。

### 第11条（反社会的勢力の排除）

- 1 契約者及び当社はそれぞれ相手方に対し、次に掲げる事項を表明し保証、確約するものとします。
- (1) 自ら及びその役員（取締役、執行役、執行役員、監査役又はこれらに準ずる者として）が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者（以下、総称して「反社会的勢力」）ではないこと、及び反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
  - (2) 自己又は第三者の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって反社会的勢力を利用し、又は反社会的勢力に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、反社会的勢力の維持、運営に協力し、又は関与していると認められる関係を有していないこと
  - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約を締結するものでないこと
  - (4) 自ら又は第三者を利用して、相手方に対し、脅迫的な言動又は暴力を用いる行為、風説を流布し、偽計又は威力を用いて相手方の業務を妨害し又は信用を毀損する行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、その他これらに準ずる行為をしないこと
- 2 契約者及び当社は、自己の責に帰すべき事由の有無を問わず、相手方が前項の規定に違反した場合、事前の催告を要さず直ちに本契約の全部又は一部の解除をすることができるものとし、本項による解除によって相手方に損害が生じてこれを賠償することを要しないものとします。
- 3 前項の規定は、契約者及び当社において、相手方が本条に違反したことにより損害を被った場合に、その損害の賠償を請求することを妨げるものではありません。

### 第12条（契約期間及び存続条項等）

- 1 本契約の有効期間及び自動更新の有無は、個別サービス規約又は保守契約書にて定めるものとします。
- 2 前項の規定にかかわらず、本規約第2条（適用範囲）第1項第2項、第3条（申込及び承諾等）第4項、第4条（本サービスの範囲・内容等及び基本サービス）第6項、第6条（不可抗力等）第1項、第7条（責任限定）、第8条（秘密保持）、第9条（個人情報）、第10条（契約の解除）第3項第4項、第11条（反社会的勢力の排除）第2項第3項、第15条（分離可能性）、第16条（準拠法及び正文）、第17条（合意管轄）及び本条の規定は、個別サービス規約又は保守契約書にて別段の合意なき限り、本契約終了後もなお有効に存続するものとします。
- 3 本規約は、第5条第1項の料金（その他名称を問わず本サービスの対価の金額）、その他本規約及び本契約上の契約条件について、本契約の有効期間終了後に本契約を両当事者協議のうえ任意に更新し又は再締結する場合に、同一の契約条件を維持することについて、明示又は黙示に保証するものではありません。

### 第13条（本規約の変更）

- 1 当社は本規約を、その理由を問わずいつでも任意に変更することができるものとし、契約者はこれに同意したものとします。ただし、当社は、当該変更をした場合は、その内容を契約者に通知するものとします。
- 2 当社が別途定める場合を除き、本規約の変更は、書面（電子書面を含みます。）の送付又は送信、

若しくは電子メール送信の方法によって、契約者へ通知します。

#### **第14条（権利義務等の譲渡制限）**

- 1 契約者は、当社の事前の書面（電子書面を含みます。）による承諾なくして、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務につき、第三者に対し、譲渡、移転、担保設定、その他全部又は一部の処分をすることはできないものとします。
- 2 当社が、本サービスに係る事業を第三者に譲渡（事業譲渡のみならず、会社分割その他事業が移転するあらゆる場合を含むものとします。）した場合、当社は、当該譲渡に伴い、本契約上の地位又は本契約に基づく権利義務並びに登録事項、個人情報、その他の情報を当該譲渡の譲受人に譲渡することができるものとし、契約者は、かかる譲渡に予め同意したものとします。

#### **第15条（分離可能性）**

本規約の規定の一部が、法令又は裁判所により違法、無効又は不能とされた場合においても、当該規定のその他の部分及び本規約のその他の規定は、その限度において有効に存続し、かつ、違法、無効又は不能とされた当該部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えて適用し、若しくは当該部分の趣旨に最も近い有効な規定となるよう合理的な解釈を加えて適用するものとします。

#### **第16条（準拠法及び正文）**

- 1 本契約（本規約、及び個別サービス規約・保守契約書を含みます。）の準拠法は、日本法とします。
- 2 本契約（本規約、及び個別サービス規約・保守契約書を含みます。）の正文は日本語とし、英語その他日本語以外の言語による翻訳版がある場合は参考訳として扱い、日本語版が優先するものとします。

#### **第17条（合意管轄）**

本契約（本規約、及び個別サービス規約・保守契約書を含みます。）に起因し又は関連する訴訟については、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

#### **第18条（協議事項）**

本契約に定めのない事項及び本契約の解釈に疑義が生じた事項については、契約者と当社で協議のうえ決定するものとします。

以上